平成２１年（フ）第３６２１号
横浜市旭区市沢町919番地の20
債務者　北濃　信之
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６８１号
横浜市旭区川井本町109－５　有限会社小向建設社員寮、住民票上の住所横浜市瀬谷区相沢５丁目41番地７
債務者　横山とも子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４８号
神奈川県相模原市上鶴間本町５丁目12番29―306号
債務者　芳川智映子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６７０号
神奈川県相模原市淵野辺本町３丁目22番35号
債務者　升田　　征
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６７１号
神奈川県相模原市淵野辺本町３丁目22番35号
債務者　升田裕季子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６７８号
神奈川県相模原市相模台団地１番３―202号
債務者　井上　冬子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６７９号
神奈川県相模原市上鶴間本町４丁目20番11号
債務者　吉田久仁子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６８１号
神奈川県相模原市淵野辺５丁目１番２号
債務者　浦田　莉恵
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第９４号
石川県羽咋市松ケ下町砂田31番地　ステージ松ケ下№２　106号室、従前の住所石川県羽咋市柳橋町柳橋80番地１　ステージ柳橋102号
債務者　佐竹　光司
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前11時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第１７号
静岡県浜松市南区若林町797番地の１　マンションてんじんＣ－２
債務者　角敏彦こと　スミ　トシヒコ
1　決定年月日時　平成22年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３６１号
釧路市昭和北３丁目１番14号
債務者　三船　　司
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第１４８号
秋田県大仙市豊川字元畑12番地
債務者　草薙　羊子
1　決定年月日時　平成22年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第８４３号
北海道上川郡上川町字層雲峡　ホテル大雪内
債務者　岡村　美鈴
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４９号
東京都武蔵野市吉祥寺東町３丁目27－１－101
債務者　野村　悟史
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０３号
東京都調布市国領町８丁目２－９－２―209
債務者　佐藤　正和
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部